

事 務 連 絡  
令和3年11月11日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス感染症患者の治療に必要な  
人工呼吸器無償譲渡について

新型コロナウイルス感染症対策については、御尽力及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、「新型コロナウイルス感染症患者の治療に必要な人工呼吸器無償譲渡について」（令和3年5月25日付け事務連絡）でお示したとおり、医療機関において必要に応じ人工呼吸器を使用できるよう、厚生労働省にて人工呼吸器を購入し、希望する医療機関に対し無償譲渡を行いました。

今般、引き続き、今後の感染拡大に備え、医療提供体制の整備を進めていただけるよう、人工呼吸器について、追加申請を受け付けることとしましたので、お知らせいたします。

譲渡する対象製品、申請方法、譲渡方法及び留意事項等は下記のとおりですので、貴管内の医療機関に周知いただきますよう、お願いいたします。

## 記

### 1. 対象となる人工呼吸器の機種

販売名：「アコマ人工呼吸器 ART-21EX」

製造販売業者：アコマ医科工業株式会社

詳細は人工呼吸器概要（別添1）を御確認ください。

製品に関するお問い合わせは、下記メーカーに御連絡ください。

問い合わせ先：アコマ医科工業株式会社 ([call@acoma-medical.co.jp](mailto:call@acoma-medical.co.jp))

### 2. 申請方法及び譲渡方法

譲渡を希望する場合は、申請フォーム（別添2）に必要事項を記載の上、11月26日（金）までに、各医療機関から下記メールアドレス宛てにご連絡ください。

メールアドレス：kokyuki-haifu@mhlw.go.jp

※ 各自治体で取りまとめて申請いただいても差し支えありません。

**譲渡対象先**：人工呼吸器を使用する医療機関（診療所を含む）

※ 今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う人工呼吸器の需給逼迫に備えることを目的とし、現在、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れている医療機関からの申請も可能です。

※ 受け入れている新型コロナウイルス感染症の患者の重症度にかかわらず申請可能です。

**申請期間**：令和3年11月12日（金）00:00から11月26日（金）18:00まで

**譲渡時期**：令和3年12月以降順次（予定）

※ 各医療機関からの申請を踏まえ、厚生労働省において数量を調整した後、譲渡数量を御連絡いたします。

その後、メーカーから、譲渡機種設置に関する日時調整等を各医療機関宛御連絡いたします。別添2の担当者情報に記載いただいた方宛てに御連絡させていただくことを御了承の上、御記載ください。

### 3. その他の留意事項について

以下の事項について、必ず御確認いただき、御了承いただいた上で申請していただくようお願いします。

- ・ 人工呼吸器の無償譲渡は、今回が最後となる可能性がございますので、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う人工呼吸器の需給逼迫も想定した上で、必要数量を十分に御検討ください。  
なお、記載いただいた数量については、該当台数分の人工呼吸器を受け入れ可能という前提で数量調整を行います。受け入れができない過剰な数量を記載することがないように、ご注意ください。
- ・ 譲渡希望数が厚生労働省の保有数を上回る場合には、必ずしも御希望どおりの数量を譲渡することができません。なお、その場合は新型コロナウイルス感染症患者受入実績等を踏まえ、調整いたしますので、予め御了承ください。
- ・ 人工呼吸器は、特定保守管理医療機器に該当します。譲渡後は関係法令を遵守し、適切に保守管理を実施してください。また、今回譲渡する製品の保証期間は、厚生労働省がメーカーから購入した日（令和3年3月31日）より1年間となっております。譲渡にあたっては、当該保証の残存期間を引き継ぎますが、保証内容及び保証期間後の保守点検に関して、申請前にメーカーに御確認いただき、ご理解いただいた上でご申請ください。
- ・ 譲渡後の人工呼吸器の保守点検に関する費用は、各医療機関で御負担いただくことになるため、年間の保守点検に関する費用についても加味した上で、御申請ください。

厚生労働省医政局経済課 <sup>きよおか</sup> 清岡

電話：03-3595-3409（直通）

MAIL：[kokyuki-haifu@mhlw.go.jp](mailto:kokyuki-haifu@mhlw.go.jp)

（お問い合わせは原則メールにてお願い致します）